

安全・安心な学校づくり

～「子ども・学校を危機から守るために大事なこと」～

嬉野市立五町田小学校
校長 橋本 澄子

1 はじめに

子どもの権利条約4原則の中に「生命、生存及び発達に対する権利」があり、すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されている。

学校においても、児童生徒の安全確保が最優先されなければならない。そして、教職員は児童生徒の安全を守り、安心して学習や活動に取り組むことができる環境を整備する必要がある。そのために、学校は危機を予見・回避するための方策を講じるとともに、事件・事故の未然防止や適切な対応をとる等、危機管理の体制を確立し、教職員及び子どもたち一人一人の危機対応能力を高めることが求められている。

学校が対応すべき危機には、風水害や地震などの自然災害に関する危機をはじめ、交通事故や不審者による声かけなど登下校時の安全に関する危機、食物アレルギーや異物混入など児童の健康に関する危機、いじめやネット上のトラブルなど問題行動等に関する危機など様々なものがある。加えて、近年増加している家庭環境の複雑化や親の養育力の低下等による児童虐待のように、保護者が児童の安全・安心を脅かす事案も学校における危機と言える。

私自身、二十数年前に勤務した学校で、児童に関する個人情報漏洩により、児童の安全が脅かされそうになった事案に遭遇している。当時は、保護者に児童の情報公開の有無を承諾するなどされていなかった時代である。あるとき、職員集合がかかり、A児の母親から次の内容の電話があったことが教頭より伝えられた。「内縁の夫がテレビか新聞に映ったA児を見て、通学している学校の所在が分かってしまったので、学校に押しかけてくるかもしれない。その場合は児童を守ってほしい・・・」と。その日、管理職はもちろん、学校が騒然となった記憶がある。それと共に、情報漏洩の恐ろしさを初めて実感した出来事であった。

現在は情報公開の有無など保護者に必ず了解を得るなど、情報漏洩を未然に防ぐ体制がどの学校でもとられるようになったので、私が遭遇したケースは希有だと思われる。しかし、このように情報漏洩など多様化する危機に対し、計画的かつ組織的に未然防止、安全確保に努めることは、児童生徒が生き生きと自分らしく教育活動に取り組むことができる学校づくりにおいて最も重要なことと考える。

2 主題設定の理由

本校は県南西部に位置し、全校児童175人（通常学級6学級、特別支援学級3学級、通級指導教室1教室）の小規模校であり、1、2年生複式学級の谷所分校を擁している。校区には農村地帯が広がり、児童養護施設、特別支援学校、福祉施設があり、以前から人に優しい「福祉の里」というイメージがある。特に本校と児童養護施設とは、昭和3年から交流を続け、強い結びつきがある。

児童養護施設に在籍する児童生徒は、何らかの理由から通常の家生活が営めない状況にあ

り、園に保護された子どもたちである。近年、そのほとんどが児童虐待を受けており、内面に深い傷を負って施設に入所している。また、入所児童は発達障害や知的な遅れ、自己肯定感の低さなどそれぞれに強い困り感をもっているため、学校においても配慮が必要である。入所児童が他の児童に与える影響も少なからずあるため、入所児童の心の安定は、本校の学校運営上の大きな課題の一つとなっている。

また、入所児童の保護者も家庭環境や経済状況、心身の健康上の問題など何らかの課題を抱えている。その背景も複雑で、児童が児童養護施設に入所していることを公にできない家庭や逆に家庭状況が改善されないまま入所児童を引き取ろうとする家庭もある。このことから本校は、入所児童を守るためにプライバシーの保護や児童の心身のケアを行う必要がある。

以上のことから、児童養護施設から本校に通う児童の心の安定を図り、プライバシー等を保護して、安全・安心な学校生活を確保し、児童の心身の健康を保持することは、本校の危機管理上重要な課題であると捉える。これらの課題に取り組むことで、児童養護施設の子どもたちだけでなく、全校児童の安全や心の安定につながるものと考え。そこで、「安全・安心な学校づくり」をめざし、次の3点、「児童の個人情報漏洩防止」「心の安定を図る環境づくり」「関係機関との連携強化」を重要課題として取り組むことにした。

また、本校だけでなく、鹿嬉藤地区の小中学校でも、DVや児童虐待等で児童生徒の情報公開ができない学校が約40%であった。それらの学校の「児童の個人情報漏洩防止」、「心の安定を図る環境づくり」の取組例についても紹介する。

3 具体的実践

(1) 個人情報漏洩防止

① 鹿嬉藤地区の小中学校の個人情報漏洩防止の取組例

ア 学校ホームページに学校便りや子どもたちの様子が分かる写真等を掲載する時は、パスワードをかける。また、1年以上掲載しないよう情報担当者が削除する。

イ 全職員への守秘義務の確認（USB等の管理、個人情報持ち出し禁止）をする。また、家庭環境調査表や個別の指導支援ファイル等は、鍵のかかる場所に保管し、外から見えないようにする。

ウ 職員室への立ち入りの制限（業者は事務室で対応）をする。

エ 児童の名札は、学校だけで付ける。または、名札を廃止する。

オ 学校への問い合わせに対する対応方針を共有（窓口の一本化、対応方法掲示）する。

② 五町田小学校における個人情報漏洩防止のための実践

ア 年度初めの情報共有

児童養護施設の児童を含めた気になる児童について、特別支援教育、生徒指導上の問題行動、健康面、教育相談、保護者対応の視点から全職員での情報共有を年度初めに行っている。

イ 情報公開調査

情報公開できない児童の安全を守るため、地域のケーブルテレビを含め、テレビ撮影は、控えてもらっている。また、新聞など広報誌に児童名や顔を掲載される場合は、各家庭や児童養護施設と連絡を取り合うなど特段の配慮が必要である。そのため、毎年、家庭環境調査へ情報公開の可否を保護者に依頼している。すぐに分かるように管理職が情報公開できない全児童分を表にまとめている。

ウ 「児童問合わせ対応」マニュアルの作成

昨年度、児童養護施設の児童の所在確認の問合わせはなかった。しかし、支援措置の申出（住民票のロック）がかかっている転入児童について、実父から問合わせがあった。事情を知る教頭が対応したので、事なきを得た。その後、【資料1】の「児童問合わせ対応」マニュアルを作成し、全職員が、いつでも対応できるように電話機近くに貼っている。

「児童問合わせ」事象への対応について

「そちらに、〇〇〇〇という子はいませんか？」という問合わせがあった場合

【具体的な対応の仕方】

- ① 「児童の個人情報については、一切申し上げることはできません。申し訳ありません。失礼します。」と言って切るか、管理職に転送する。
- ② このような電話が、あったことを必ず、管理職に報告する。
- ③ 報告を受けた後、管理職は〇〇園に知らせ、今後の対応について話し合う。

【資料1 児童問合わせ対応マニュアル】

エ 子どもたち一人一人の危機対応能力育成

嬉野市では市教育委員会が作成した『『生きる力』の教科書』を6年生から中学3年生に配付されている。その教科書には、これから生きていく上で障壁となるさまざまな問題に対する知識と対処の方法が記載されている。その中には「インターネットとSNS」（6年生）、「個人情報」（中学1年生）、「インターネットの著作権・肖像権」（中学1年生）など児童生徒自身が、個人情報漏洩を防止する内容も含まれている。本校は、毎年6年生の「インターネットとSNS」の授業の中で、自分や他人の肖像権を守る態度を身につけることの大切さも指導している。

The image shows a page from a textbook with the title "インターネットとSNS(ソーシャル・ネット)". It contains several sections: "1 トラブル1" which discusses privacy and security on the internet, and "2 トラブル2" which discusses digital rights and copyright. There are also some charts and diagrams related to internet usage.

【資料2 『生きる力の教科書』より「インターネットとSNS」】

本校の場合は、6年生以外の児童にも、個人情報漏洩防止につながる教育の必要性を感じた。そこで、今年度、夏休みに道徳（人権・同和教育）研修に佐賀県人権同和教育研究協議会研究局長の嬉野氏を講師に迎え、ネットリテラシーの必要性について学び、その後、「個人情報を守ろう」というテーマの模擬授業を職員が体験した。内容は「個人情報とは何か？」「個人情報が漏れるとどんな困ったことが起こるのか」「個人情報は、どのようにして漏れるのか？」「個人情報を守るためにできることは何か？」について、児童に考えさせながら、自分だけでなく自分に関わる家族や友だちの個人情報を守ろうという意識を育てる模擬授業であった。この模擬授業で学んだ事を生かし、「ふれあい道徳」（日曜参観）の時に、全学年、個人情報漏洩防止を含んだ情報モラル教育を実施し、参観する保護者にも啓発した。



【写真1 模擬授業の様子】

オ 保護者、地域への理解促進

昨年7月に、地域のケーブルテレビより、「本校に通う小学生の祖父から『なぜ、ケーブルテレビに、五町田小学校の行事が放映されないのか』という問い合わせがあり、返事に困った」という連絡が来た。そこで、情報公開調査一覧表を確認したところ、児童養護施設の児童だけでなく、その他にも、諸事情をかかえた家庭が多くあることを再認識した。ケーブルテレビには、その旨を伝え、問い合わせがあれば、「五町田地区は、児童養護施設の児童以外にも、情報公開できない児童が多数いるので、児童の安全を守るために、学校としては許可できない。」と回答されるようお願いした。それでも納得できない場合は、学校に直接、問い合わせるよう伝えることを依頼した。

その後、9月の第2回学校運営協議会の議題にも前述した内容を伝え、地域の方からの意見を求めた。協議会の中でも、情報公開できない一部の児童を守ることは、五町田小学校全体の安全・安心につながるという総意を得ることができた。10月の地区合同運動会の校長挨拶の中で、「人に優しい福祉の里である五町田校区の子どもたちを見守ってほしい」と保護者、地域の方に呼びかけ、協力を求めた。1月のPTAの情報モラル研修で、個人情報漏洩防止について保護者に啓発する機会を設けた。学校だよりも昨年度から「情報公開できない児童が多いこと」、「児童の安心安全を守ることが学校の使命であること」を記述し、保護者や地域の方の理解を求めている。今年度は、放映要望に関する問い合わせはない。

(2) 心の安定を図る環境づくり（心理的安全性の確保）

① 鹿嬉藤地区の小中学校における心の安定を図る環境づくりの取組例

ア リフレッシュルームや、週1回先生と何でも話すことができる相談の場を設定する。

イ 学期毎に、全校で教育相談週間を設け、担任が児童と個人面談を行う。

ウ 1年生から6年生までの決まり事や授業方法をできるだけそろえる。

エ 授業開始前の立腰や、朝読書を設定する。

オ 長期休業明けの新学期が始まる前には、配慮を要する児童の保護者と面談を行い、今後の方針を共通理解する。

カ 特別支援学級について知るオリエンテーションを各学級に特別支援学級担任が出向いて行う、あるいは、全校集会で行う。

キ 些細なことを些細なこととせず、担任が、密に、保護者との連絡を取り合うことで、指導や配慮事項などの方向性を理解し合う。

ク タブレットPCでの毎朝の健康観察に気分ノートによる生徒の心の状況を把握している。

ケ 縦割班で掃除や遊び、学校行事（児童会主催の赤白対抗ドッジボール大会等）を行うことで、絆を深め、リーダーシップやフォロワーシップを発揮させ、自己有用感を高める。

コ 全職員が授業をふくむ教育活動全般における児童に寄り添う姿勢（褒めるなど肯定的な声かけ）を意識化する。

② 五町田小学校における児童の心の安定を図る環境づくりの実践

ア 各種アンケート、教育相談週間、教育相談日より各種

日頃から、児童の心理的安全性を確保するために、児童の示す小さな変化やいじめ等を見逃さないようアンテナを高く保つことが重要である。そのために、積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する必要がある。取組事例は以下の通りである。

- ・いじめの実態把握のための「心のアンケート」を毎月実施。(6、12月除く)

1～3年生は、A5版プリントに記入する。4～6年生は一人一台端末を使用し、【資料3】のように個人ごとにデータ化し、数値化する。子どもたちの内面を数値化することで前月の状態と比較することができるなど、いじめの未然防止・早期発見に役立っている。また、このアンケートは、小中連携を見据え、塩田中学校校区4校で行っている。

| 年 | 月 | 日 | 年 | 組 | | | | | | | | | | | D | | | | 50 | | | | | | | |
|------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|-------|----|--|--|--|--|
| 2024 | 1 | | | | | | | | | | | | | | C | | | | 40 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | B | | | | 30 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | A | | | | | | | | | | | |
| 号 | 氏名 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | # | # | # | # | # | # | A | B | C | D | Total | 1 | | | | |
| 1 | 山田 太郎 | D | D | D | D | D | D | D | C | D | D | D | D | D | D | D | 0 | 0 | 1 | 14 | 16 | 2 | | | | |
| 2 | 田中 花子 | C | B | D | D | D | C | C | D | D | D | D | D | D | D | D | 0 | 1 | 4 | 10 | 21 | 3 | | | | |
| 3 | 佐藤 健太 | D | B | D | D | C | D | D | D | C | D | D | D | D | D | D | 0 | 1 | 3 | 11 | 20 | 4 | | | | |
| 4 | 鈴木 美咲 | C | C | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | 0 | 0 | 3 | 12 | 18 | 5 | | | | |
| 5 | 高橋 直樹 | D | B | D | D | C | C | C | C | C | C | C | D | D | D | A | 2 | 1 | 7 | 5 | 30 | 6 | | | | |
| 6 | 渡辺 真由 | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | D | 0 | 1 | 0 | 14 | 17 | 7 | | | | |
| 7 | 小林 悠太 | D | C | C | D | D | C | D | C | D | C | C | A | D | B | B | 1 | 2 | 6 | 6 | 28 | 8 | | | | |
| 8 | 山本 莉子 | D | C | D | D | D | D | D | D | D | D | A | D | D | D | D | 1 | 0 | 1 | 13 | 19 | 9 | | | | |
| 9 | 佐々木 大輔 | D | B | D | D | D | D | D | C | D | D | D | D | D | D | D | 0 | 1 | 1 | 13 | 18 | 10 | | | | |
| 10 | 松本 千尋 | D | D | D | D | C | D | C | D | D | D | C | D | C | C | C | 0 | 0 | 6 | 9 | 21 | 11 | | | | |
| 11 | 伊藤 拓海 | D | C | C | D | C | C | D | C | C | C | C | C | B | B | B | 0 | 2 | 9 | 4 | 28 | 12 | | | | |
| 12 | 清水 舞 | B | C | B | B | B | B | A | C | B | A | C | B | C | C | A | 3 | 7 | 5 | 0 | 43 | 13 | | | | |
| 13 | 山崎 健 | D | C | C | D | C | D | C | C | C | D | D | D | D | D | D | 0 | 0 | 7 | 8 | 22 | 14 | | | | |
| 14 | 佐藤 美穂 | C | C | C | C | C | D | C | D | C | D | D | D | D | D | C | 0 | 0 | 8 | 7 | 23 | 15 | | | | |
| 15 | 山田 太郎 | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 | | | | |

【資料3 いじめ実態把握のための「心のアンケート」データ】

- ・週1回、児童情報共有会において気になる児童の対応状況の相互確認を実施
 - ・年2回、6月と12月に教育相談週間を設け、なかよしアンケートをもとに担任と児童が1対1で話す時間の確保
 - ・定期的に教育相談だよりを発行
- イ ノーチャイムによる静かな環境づくり

私は令和5年度に本校に赴任し、最初に違和感を感じたのは、チャイムの音だった。それまでノーチャイムの学校で勤務していたことで、チャイムの音が、とてもうるさく感じた。特別支援学級在籍及び通級教室で学んでいる児童の割合が多い本校において、静かな環境づくりが児童の心の安定に良い影響があるのではないかと考えた。そこで、特別支援学級担任、通級指導教室担当者を含む全職員の理解を得て、夏休み明け、お話し期間として、1ヶ月間ノーチャイムを実施することにした。1ヶ月間ノーチャイムを実施し、全職員、そして児童の95%がノーチャイムに賛成した。それ以来、ノーチャイムを実施している。ノーチャイムの良さは、静かな環境づくりだけでなく、児童が時計を見て時間を管理していこうとする主体性が養われるというメリットだと考える。ノーチャイム実施後、全体的に児童の落ち着きも見られるようになった。

ウ 学校経営における「あいさつ指導」の位置づけ

これまでの教職経験上、挨拶があふれる学校は、児童の精神衛生に良い効果をもたらしている。しかし、学校における「あいさつ指導」は、往々にして、機械的、形式的な、義務的に挨拶をさせる指導になりがちである。これを全ては否定しない。挨拶は日常的な行為であり、場面によって求められる行為であることから、「形から入る」ことも視野に入れて指導したい。ただ、挨拶の意味や意義についての指導も合わせて行うことが肝要だと考える。

そこで、校長として、全校朝会、始業式、終業式など児童に直接話す機会のほぼ全ての講話であいさつについて話をしている。特に今年度に入り、4月末の全校朝会では

「なぜ、私たちヒトは、あいさつをするのでしょうか？」と児童に問いかけるなど、あいさつの意味や意義について伝えた。

また、児童会活動として、毎週水曜日に運営委員会の児童を中心に、朝7時30分から7時50分まで、中央玄関前に立ち「あいさつ運動」に取り組んでいる。高学年児童が、登校してくる児童を手本となる「あいさつ」で迎えることは本校の良き伝統となっている。



【写真2 あいさつ運動の様子】

また、PTA活動においても家庭・地域に広がる挨拶になっていくようにとの願いから、年8回保護者参加の朝の挨拶運動も行われている。

学校評価の児童アンケート「学校や家庭・地域では進んであいさつができていますか」の項目で肯定評価がR5. 12月調査では88.9%、R6. 7月調査では96.6%で明らかに児童のあいさつに対する意識の向上が見られた。

(3) 児童養護施設や関係機関との連携強化

① 転入職員の児童養護施設研修会

毎年4月初めに、転入職員が児童養護施設を訪れ、入所児童が生活している施設を見学し、どのように一日を送っているのか、説明を受ける。この研修会は入所児童を理解する上で、重要な位置づけとなっている。

② 3年経験者研修企業・福祉施設等体験研修

これまで、本校で3年経験者研修企業・福祉施設等体験研修を受ける教職員は、校区内の児童養護施設で研修を受けさせてもらっている。本研修は3年経験者研修対象教職員が、教職員としての資質及び指導力の向上を図るとともに、学校と地域社会との連携を強めて、地域と共にある学校づくりを推進する事を目的としている。



【写真3 体験研修の様子】

今年度、本研修を受けた教諭の感想は次の通りである。

「児童養護施設の子どもたちと触れあい、施設の子どもたちの実態を把握するとともに、児童養護施設の職員の方の仕事の間近に見ることで、社会性の身につけさせ方を学ぶことができた。また、児童養護施設での子どもたちとの関わりを通して、学校では見せない児童の一面を知ることができ、困り感のある子どもたちへの声かけなど、今後の教育活動に生かせるような体験活動であった。」

上記の感想からも分かるように、該当職員は2日間の短い体験研修ではあったが、児童養護施設で児童の生活を実際に見て考えたことは、学校生活上での児童心理を理解することに深く結びついている。

③ 毎月の担当者連絡会、管理職出席の「子どもを守る会」

毎月、教育相談担当である教育配慮加配教員又は養護教諭が児童養護施設の担当者連絡会に参加し、入所児童の学校の様子や園での様子を伝え合ったり、児童や保護者の変化など細やかな情報を聞いたりしている。その後、情報共有した方が良い内容を職員連絡会で職員に伝えている。



【写真4 子どもを守る会】

また、2ヶ月に1度開かれる「子どもを守る会」には校区小中学校管理職や児童相談所の職員や心理療法士が出席し、入所児童の聞き取り調査の報告を受け、支援を必要とする児童生徒について気になった点について協議を行っている。要支援の児童生徒については、それぞれの立場で見守っていくことを共通理解している。

児童養護施設の他にも、市子育て未来課内「女性・子ども・家庭支援センター」の家庭相談員との連絡会を毎月行い、虐待やネグレクトが疑われたり、子育てに悩みを抱えたりしている保護者の情報を共有し、児童及び保護者の今後のよりよい支援や関わり方について話し合っている。

児童養護施設の他にも、市子育て未来課内「女性・子ども・家庭支援センター」の家庭相談員との連絡会を毎月行い、虐待やネグレクトが疑われたり、子育てに悩みを抱えたりしている保護者の情報を共有し、児童及び保護者の今後のよりよい支援や関わり方について話し合っている。

④ 不審者（要注意保護者）が侵入した場合の対応について情報共有

児童養護施設に途中入所してくる児童の中には、保護者の納得を得られないまま保護されることがある。逆上した保護者の突然の来校から、児童を守るためにも学校ではどのような対応をしているか等について、児童養護施設や近くの駐在所職員と情報共有をしている。不審者（要注意保護者）が侵入した場合は、児童養護施設とお互い連絡を入れるよう共通理解をしている。



【写真5 不審者対応訓練の様子】

今年度の不審者侵入による避難訓練では、職員室に我が子を出すように迫る保護者が乱入した場合を想定し、実際に訓練を行った。以下のことに注意し、対応することを職員間で共通理解をしている。

ア 「〇〇はいるか？」など、子どもの所在を尋ねてきた人がいたら、職員は、「こんにちは、何かご用ですか？申し訳ありませんが、校長室の方にお回りください。」と静かな対応を行う。

イ まずは、丁重に校長室へ促す行動をとること。校長室の扉を閉める。校長室から出さないようにする。

ウ あきらかに、暴言等で危険を察する場合は、警察や児童養護施設に教頭が連絡をする。

エ 校長室で暴力行為等うかがわれ、児童に危険が及びそうな場合は、全校に「塩田先生、塩田先生、落とし物は校長室にありました。」と放送をする。

オ 放送後、全校児童を避難させる。男性職員は、不審者対応のため移動する。

実施後の反省点としては、学校に乗り込んできた保護者との冷静な対応の仕方や全校児童を避難させるタイミングの判断の難しさなどが分かり、あらためて、訓練の必要性を感

じた。

4 成果と課題 ○・・・成果 △・・・課題

- 教職員の提案で、今年度から個人情報漏洩防止のため、本校は児童や業者の職員室への入室を禁止することにした。これまで、「児童問い合わせ対応マニュアルの作成」及び職員研修等取り組んだことで、職員一人一人の危機管理意識の向上につながった成果である。少しずつではあるが、教職員の中に「危機管理」は「特別の事案」「管理職の問題」ではなく、「日常の教育活動の中にある事案」「自分の問題」として受け止められるようになりつつある。
- 児童の心の安定を図る環境づくりでは、ノーチャイムの静かな環境づくりや挨拶指導の成果もあり、心身の不安定さから教室を飛び出していた児童も今年度は見受けられない。また、毎月のアンケートの個別データの比較をすることで気になる児童を早期発見し、スクールカウンセラーなどにつなぐなど、早急な対処ができ、児童も全校的に落ち着いている。
- 児童養護施設や関係機関と定期的に情報交換等連携を強化したことで、教職員は支援を要する児童の理解が深まり、問題行動が起きても、早期に連携して対応したり、その背景まで考えて対処したりすることができている。それが、支援を必要としている児童だけでなく他の児童の安心感につながっている。
- △ 6月に地区内において、児童の登下校の様子を盗撮される事案が発生した。この事案から学校外における安全確保を含め、児童に関わる危機管理は、今や学校だけでは限界である。新たな危機が発生した場合の相談機関など把握し整理すると共に、警察署など関係機関との共有システム構築の必要性を感じている。

5 おわりに

危機管理については、日頃から、学校や地域の実態を把握し、想定される危機について考えることは校長の重要な役割だと考える。私は、毎朝、校区のいろいろな場所に立ち、児童の登校を見守っている時に、地域の方との何気ない会話から、通学路の危険箇所や児童の様子について情報を得ることがある。また、校内においても、学級の様子を見て回る際に、担任から子どもたちの様子について情報を得ている。このことから様々な方との日々のコミュニケーションがリスクマネジメントにつながると考える。私は校長として、子ども・学校を危機から守るためにも、教職員はもちろんのこと、保護者や児童、地域の方との日々のコミュニケーションを大事にすることで、危機を回避し、信頼される学校づくりに今後も努めていきたい。